



雨森芳洲先生肖像 (国指定重要文化財、滋賀県高月町芳洲会所蔵)

対馬歴史民俗資料館報

第 28 号
平成17年 3 月 1 日

編集・発行
長崎県立対馬歴史民俗資料館
対馬市厳原町今屋敷
郵便番号 817-0021
電話 (0920) 52-3687
印刷所
諫早市長野町1007-2
(株) 昭 和 堂
電話 (0957) 22-6000

平成十七年二月十四日(旧一月六日)は、雨森芳洲先生の二五〇回目の命日です。そこで、昨年十一月には、対馬歴史民俗資料館を中心に、雨森芳洲先生没後二五〇年記念特別資料展が開催されました。

歴史はとかく過去に閉じこめられがちですが、過去を今に生き返らせることは、今を生きる者にとつては欠かせない作業であり、先人の言行は今なお示唆に富んだものがあります。

* * *

雨森芳洲は、一六六八年滋賀に生まれ、江戸で新井白石らと儒学を学んでいたが、二二歳で先生の推挙により対馬藩・江戸屋敷に仕えることになる。後に、対馬に来て外交にかかわる朝鮮方の仕事に就き、江戸と倭館(対馬藩在朝鮮の公館)を往き来してその任を果たした。漢語に通じ詩文を解するとともに、朝鮮語も学び文化を理解した。また、「交隣提醒」等の多くの著書を書き、名言を残すとともに、後継者の育成にも努め、有為の人材を輩出した。一七五五年、八八歳で没するまで、江戸中期の日朝の友好関係に大いに寄与した。

芳洲は、「交隣提醒(隣国と対等に交わる)ときの注意することの意」に、次のように記している。



雨森芳洲先生の外交に学ぶ

館長 長 嶋 耕 一

一条 朝鮮交接の儀は、第一に人情・時勢を知り候事肝要にて候。(後略)

五四条 誠信の交りと申す事、人々申すことに候へども、多くは字義を分明に仕らざる事これ有り候。誠信と申し候は、実意と申す事にて、互いに不欺不爭、真実を以つて交り候を、誠信とは申し候。

(誠信の交わりとは、誠実と信頼をもって付き合うことというが、多くの者はその意味はつきりと理解していない。誠信とは、実意・まごころの心であり互いに欺かず、争わず真実をもって交わることである。)

国際化や政治・民族・宗教の違いによる今日の諸国間の戦争や摩擦を考える時、この芳洲先生の「互いに欺かず、争わず、真実の心でもって交わる」という誠信の交わりの外交の理念は、今なお日本国の在り方として光輝くものを感じます。

本資料館は、主として古文書の収集・保管補修や研究に努めています。展示コーナーもあり。ここでは、朝鮮通信使等の常設展や対馬の漁業や民具等の特別企画展も行い、今年度も入館者が二万を超え、過去最高を記録しています。今後も開かれた資料館として、ホームページの開設等情報の発信や、小・中学生や一般の方に対する講座や資料提供等、誰もが歴史に関心を持ちわかりやすい取組を行って参ります。

今後とも、本館の事業に対しまして、御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

江戸時代の対馬のくらしを探る

—海の恩恵をうけた人々—

一 はじめに

自然の恵みをふんだんに生み出す山と森、海と磯をもつ対馬。古代より対馬に住む人々は採集と狩り、漁労で生活をしてきた。

中国の歴史書「魏志倭人伝」には、三世紀頃の対馬の様子が記されているが、それによると、「千余戸有り、良田無く、海物を食して自活し、船に乗りて南北に市てき（商いをす）す」とある。また、室町時代（一三三八〜一五

七三）初期には、対馬の漁船は朝鮮国の南沿岸でも操業し、漁獲物は朝鮮国の浦々で自由に交易していたといわれている。海は万人のものであり、皆がその恩恵を共有していたのである。

ところが、江戸時代（一六〇三〜一八六七）になると島民の生活に変化がでてきている。

そこで今回、江戸時代の対馬の漁業に視点をあて、本館所蔵の「宗家文庫史料」や対馬の漁業に関するい

小山 満信 松島 修二
河合 徹 大森 公善

ろいろな文献を四名のスタッフで分担して調べ、「江戸時代の対馬の漁業史」としてその変遷をまとめた。



宗家文庫史料「御郡方毎日記」

二 江戸時代の対馬の漁業の変遷

(一) 江戸時代の対馬漁業年表

は捕鯨関係

年号	西暦	根拠地	主要人物	事 項
寛永14	1637			・「紀伊ノ国よりの鯨ツキ、うん（運）上の御言ハリ、舟見小田四郎右衛門、鳴瀬五兵衛兩人ヲ以申上ル」（『毎日記』1月）
寛永14	1637			・「峯郡佐賀浦いるか五六百立て候由」（『毎日記』12月）佐賀浦に海豚（イルカ）が500〜600頭入ってきた記事が見える。
寛永18	1641			・「佐須奈浦江鯨見へ候由」（『毎日記』8月）佐須奈浦に鯨がたくさん入ってきたことが見え、鯨は古くから津々浦々で捕られていたことがうかがえる。地網（八郷の村々の網）と佐野網（佐野網組）とを見分けるために、その都度「鯨奉行」を派遣した。
正保4	1647			・長縄漁船（長縄記り漁）が鯨浦の御間所（船改所）近辺に出没し、船改めに支障をきたすので以後は禁止する旨の記事が見られる。（『毎日記』9月）この漁法を行ったのは「佐野長縄船」である。これにより長縄漁船のかせぎ場は、東は琴崎より南、西は郷崎より南となり、琴崎より上、郷崎より上は立ち入り禁止となった。 ・寒鯨は「進上鯨」として塩目等念を入れ調えられ（塩蔵鯨）幕府、老中をはじめ多くの要人に贈られていた。その「進上鯨」の催促が豆酸、久根、椎根、阿連の4か村に出されている。（『毎日記』12月）
寛文年間	1661〜			・寛文の改革で給人知行が蔵米知行になると、給人が持っていた漁業権が公役人の一戸前として平等割となったため、公役人でないものは厳しく制限された。 ・島外漁民の入国を禁止する。→対馬の漁業が一時衰退する。ただし鯨網漁の佐野網だけは享保年間（1716〜1736）まで特別に操業を許される。
				寛文から延宝（1661〜1680）の20年間で全島8郡で合計60頭の寄り鯨があったという調査結果がある。（豊玉町誌）
寛文元	1661			・寛文元年の検地により、浦々における採藻の一斉吉（かせぎ）が藩の命令により始まる。採藻に従う者は必ずその浦に住み、さらに土地を耕作している者（土地耕作）でなければならなかった。郷士（給人）、足軽、公役人（本百姓）、被官、社家。藻は畑の肥料として非常に有効で、特に甘藷作には得難い肥料。
寛文3	1663			・寛文3年、百姓苦役銀の制度が新たに設けられてから、百姓は春の季節は採貝採藻で銀かせぎをした。
寛文4	1664	府中沖	服部二郎九郎	鯨突きの据浦を願い出て「御書き出し」を受けた。（『毎日記』10月） 「鯨突き船13艘着船」とあり、「鯨突きの仕方御上覧、朝雲所へお成り也。以訂和尚も御出で、御見物なさるなり」の記事からみると、藩主の宗義貞が以訂庵の膳長老と光清寺で鯨突きの仕方を見物している。（『毎日記』10月）
寛文5	1665			・寛文2年に千尋藻と櫛・佐賀との浦公事（海の境目の訴訟）がおこり、2年余の争いは千尋藻側から出された証書の御判物（御墨付）に改ざんがなされていたため、峰郡の申し立てが認められている。（宗家文庫「御判物控」）
寛文6	1666			・寛文6年に鯨組で東目の営業を認められたのは、南室浦 小田善左衛門（府中商人） 南室浦を据浦とした。 不明 服部二郎九郎（府中商人） 据浦は不明 ・西目の営業を認められたのは、尾浦浦 伊藤孫作（平戸商人）平戸組ともよばれ、この年認められた3組の中で、2月から4月末までの間に鯨17本を突き最も漁獲に恵まれた。尾浦浦を据浦としたが、唐州・廻浦にも鯨船を入れた。藩では始めて西目の据浦に漁期間中、鯨奉行を2名常駐させ船改めをさせる。新方針が出され、伊藤孫作の平戸組は対馬での来春の操業を差し止められ、東目は服部二郎九郎が、西目は小田善左衛門の鯨組（据浦は尾浦）の2組で操業することになった。（『毎日記』8月）
寛文6	1666			・「千尋藻村は古くから慣行として鯨75匹上納していたが、寛文5年の訴訟で漁場の浦が峰郡領となり鯨を捕る浦がなくなつたうえ、頭銀（公役銀）も上納しているので困窮している。頭銀か鯨の運上銀のどちらかを免除してほしい。」という嘆願状が出された。
寛文7	1667			・青海の沖合10キロ程のところへ寄り鯨が発見され、木坂と狩尾から船を出して捕獲している。（『毎日記』2月）
寛文8	1668			・寛文初年以後他國からの鯨釣り船入漁の記事が頻りに出てくる。（『毎日記』）

年号	西暦	根拠地	主要人物	事項
寛文9	1669	尾崎浦	小田善左衛門	・西目の小田組の鯨船は13艘、組の人数は182人。この年小田組の鯨奉行(船改人)が2人から1人となる。
		西泊	福山市右衛門	・府中町人、新規に新鯨組(堀浦西泊)が許される。なんこしのくま(豊と鯨浦の間)に遠見番所が新設され鯨船や艇船の監視にあたる。
寛文10	1670		服部組・小田組	・東目の服部組と西目の小田組が相互に入れ替わって操業することになった。
		佐賀志多賀の内	佐野屋六左衛門	・西目の服部二郎九郎組が上楓に設けられ、福山組(西泊)、小田組(尾浦)の3つの鯨組全てに鯨奉行が配置された。
寛文10	1670			・琴崎より八天までの間に鯨組が新規に許可される。
寛文10	1670			「百姓の年貢負担力を向上させるため、郡奉行により給人知行地先の寄り藻の採取権が召し上げられ、以後は百姓の入会かせぎに改められた。」という寛文10年に千尋藻の断上納が免除されているが、同時に湊村(佐護郷)も同様の75匹の断上納が免除された。海付きの村々のうち、千尋藻・湊・鶴居瀬(86匹)の3か村では古くより毎年断上納が定められていた。3か村の断上納は網漁であった。
寛文11	1671			寛文3年の百姓苦役銀に続き、この年には在郷給人に対しても給人間銀が課せられた。そのため海付きの百姓や給人にとって春の機かせぎは大切な銀かせぎの場であった。薩摩の長縄漁船5艘が遭難した。〔毎日記〕12月
寛文12	1672	わに場		・福山組の鯨組の堀浦をわに場(鯨場浦)に移す。 小田組が寛文9年の服部組との東西交互操業により堀浦を冬組の時は与良郷のもと浦(茂渡浦は緒方の脇浦)を許された。
寛文12	1672			・正保4年の禁令で、東では琴崎より上で操業できなかった長縄船(網船)がかせぎ場の北限が西泊殿崎まで拡大されていることや鯨船も数艘往來していることが分かる。その上西泊から出漁する網船は、この年から泉浦沖への出漁と泉浦への滞在まで許されている。〔毎日記〕3月 この当時の入漁船は「佐野長縄船」が大多数を占めていたが、「あしや長縄船」や薩摩船も入漁していた。これらの長縄船はほとんどが網船で小鯛釣りを主とした。鯛は塩干物にされ上方に積み出された。
寛文13	1672			・大船越でイルカ26本を突き上げる。〔毎日記〕4月
延宝年間	1673~			・鯨組の組主が府内の商人であっても、水夫をはじめ羽差などの従業者はほとんど島外者であった。羽差は宍岐からと曲海士が、双海船乗りは宍岐や北九州からの出稼ぎ者が多かった。鯨船は必ず府中に入港し、入船の書状がその都度船政衆から藩庁に提出された。手続きを済ませて後それぞれの堀浦に向かった。漁期が終わると再び府中に戻り船改めを受けてから帰国した。
延宝2	1674			・小田善左衛門組(堀浦は尾浦)は、鹿見にも大村仕出しの1組を握ることとなった。
延宝3	1675			・府中には春鯨の漁期をひかえて鯨船が70艘入港した。〔毎日記〕2月 小田善左衛門(廻組)16艘 →本拠を尾浦から廻に移した時期は明らかでないが、延宝3年と思われる。〔毎日記〕7月 服部甚次郎組 25艘 福山市右衛門組 14艘 小田善左衛門(鹿見組)15艘
延宝3	1675			・イルカの配分として、銀巻貫9百6拾匁5分9厘1毛が下知人を通して佐賀の村人に渡されている。〔毎日記〕9月
延宝5	1677			・延宝5年の鯨突取りの本数 小田善左衛門(廻組) 28本 小田善左衛門(鹿見組) 36本 服部甚次郎組(後附=上楓)15本 福山市右衛門組(廻組)37本 佐野屋六左衛門(請浦泉)6本 佐野屋六左衛門(請浦茂渡)9本 計131本 堀浦6
				延宝から貞享にかけては対馬周辺で盛んに捕鯨が行われた。この年の11月、藩は鯨奉行(納屋場奉行)に対して、勤務のための基準となる法令(誓書という)を出す。 ・浅茅湾で小田善左衛門組(廻浦の鯨組)がセミクジラを突き取る。〔毎日記〕3月
延宝5	1677			・五島小値賀より旅海士2艘を新規に召し抱え債物として商品価値の出でたアワビ、サザエを採らせた。 ・延宝5年からは佐野の入漁者に対しては原則として「1ヶ年切り」の滞在とし、漁期が終われば全員帰国させた。このやり方はその後他国からのすべての入漁者に対しても適用するようになった。この頃から佐野網の中に鮪あみ、鱈(ボラ)網、やず網、鯨網を主体とした網漁(手繰網)が増えていく。
延宝6	1678			・セミクジラ2本が三根湾に入り込み、狩尾と狩尾口江の両村で佐野組の網を借り、浦口を立て切り、鯨組の小田善左衛門組に頼んで2本とも突き取った。〔毎日記〕正月 ・千尋藻湾で生き鯨2本を4か浦で浦を立てきり、茂渡浦の鯨組が突き取った。この時には鯨組から4か村に祝いとして銀800目が渡された。〔毎日記〕1月
延宝6	1678			・イルカの発見者に銀12匁が与えられ、残りの3分の1が村人の取り前として銀6拾6匁1分8厘が千尋藻浦人に支払われている。 ・佐野網は必要に応じて村方から「曳き子」の提供を受けた。曳き子の取り前は漁獲の三分の一となっていた。現物でもらった鯛は加工され「畠こやし用」として麦作の重要な肥料となった。 ・舟志口から志多賀の間において、佐野船8艘が7月から10月までは「手ぐり網」漁を、同じこの8艘が11月からは「長縄船」による操業を願い出て許されている。〔毎日記〕3月 ・正保4年の禁令では郷嶺以北は禁止となっていたが、西海で操業する長縄漁船が伊奈崎から掉崎の間で操業が許可されている。〔毎日記〕7月
天和2	1682		組主小田善左衛門	・廻の鯨組のうち若干の鯨船を銘に配置し網島近海で操業する。
天和2	1682			・藩は立て込んだ突き取ったイルカの運上銀の割合を引き下げた。(海勝半分銀という)つまり従来の3分の1の村人の取り分を2分の1に引き下げた。
貞享4	1687	廻	小田善左衛門(府中の人)	・廻の沖にある寺島島に、大納屋、水夫納屋、小納屋からなる大規模な納屋が作られた。水夫は村の家々に泊まっていたが、後に鳥瀬浦に水夫の小屋を建てた。鯨の処理は廻と唐州の地元の人々があつた。その後、府中の田島仙太郎が10カ年の請浦で鯨漁を始めたがまもなく返上。貞享4年に濃部浅茅湾の大山浦でセミクジラ2本を村網で立て込み、廻の小田組が突き取る。
貞享5	1688			・藩は各郡の給人251に対して、知行判書と坪付帳を与えた。そこで給人の一人が寄り藻採取権の回復を願い出たが藩は却下した。〔毎日記〕2月 この判決は肥料となる寄り藻の採取場を広げ、百姓の年貢負担力を向上させるためであった。
元禄年間	1688~			・西目峠が嚴重に取り締まれるようになって、西目の漁業はさびれてきた。
元禄3	1690			・府中町人の行方八駄網漁による弊害を千尋藻村他3村が役人に願ひ出る。
元禄9	1696			・豊崎郷の大浦湾でセミクジラ2本を網で立て込んで服部組(鯨場)が突き取る。〔毎日記〕3月
元禄12	1699			・濃部浅茅湾に鯨2本が入ってきたので濃部と大山の両村から網を出して仕切り、小田組が突き取る。〔毎日記〕2月
元禄13	1700			・三根湾にセミクジラ1本が入ってきて、賀佐・狩尾の両村で網で立ちきり、廻の小田組が突き取る。〔毎日記〕3月
元禄13	1700			・「網船改」を浦の村下知人(又は肝煎)に任せていたが、網船のかせぎ場が拡大されるにしたがい、藩では郡奉行陶山庄右衛門に命じて体制の整備強化を図った。陶山庄右衛門は西泊の網船改めの方法を定める。
宝永4	1707			・対馬で最も古いオリコ網(折子網、織網のこと)のことが文献に出てくる。オリコ網は藩が百姓の漁業として認めていた。(村網、百姓網という)御菜浦(藩主のお菜にするための魚を捕って献上する役目をもった浦)との海の境争がたえず繰り返された。
正徳元	1711			・天和2年からイルカ運上銀は2分の1であったが、村人の取り分が3分の2になった。〔毎日記〕11月
享保4	1719	廻	大庭七郎左衛門 小田伝治右衛門	・七郎左衛門が浦主を仰付けられるが、自身では組を組織せず、肥前五島小値賀の伝治右衛門組が来て操業した。双海船乗り、羽刺は五島からの出稼ぎであったが、小値賀組に下請けがなされた。
享保16	1731			・享保の初め頃より不漁が続いていた鯨網漁に対して、藩では享保16年に前年分の浦請運上銀(銀22枚)の上納を免除した。
享保18	1733			・鯨網漁に対してさらに藩は前年分を含め3カ年分を免除する。このような措置は何回か繰り返し行われている。 ・曲村の海士が多数病氣となり、日々アワビ6個を藩に納めていたのができなくなり、小値賀海士を雇うことになった。その後、小値賀海士は長く豆敷を中心として下島の西海岸へ出漁し、潜る技術は地元の者も身につけ、小値賀海士が来なくなると、地元の男が潜るようになった。
享保19	1734	廻	土肥甚右衛門	・小田氏が浦主であるにもかかわらず、土肥甚右衛門も請浦をなす。
元文元	1736	廻	大和屋吉兵衛 遠藤儀左衛門 豊屋又左衛門 孫崎与右衛門	・吉兵衛、儀左衛門が浦主となる。 ・左衛門、与右衛門が合同で組主となる。 惣手代 豊屋善兵衛 ・豊屋組手代 秋吉甚兵衛
延享年間	174~			・享保年間に他国船の入漁が禁止されて以来、この当時から対馬における漁業の最も衰微していた時期といえる。
延享4	1747			・鯨網漁の佐野組は享保以来の不漁続きにより、すでに空き浦となっていた請浦のうち10か浦の返上を申し出る。
寛延3	1750			・佐野組は不漁続きにより、延享4年に続いて10か浦を返上。
明和6	1769	浅海湾 ~豊崎	曲の海士	・ナマコ曳をするため浅海湾から豊崎までの間を入会して操業したいと藩に願ひ出る。 ナマコは煎って乾し、イロコにして債物として長崎へ送った。



鯨船(個人蔵)



鯨の解体(個人蔵)



網漁(個人蔵)

年号	西暦	根拠地	主要人物	事項
安永年間	1772~		土肥市兵衛	(吉岐の人)・1年間で24~25本捕鯨。その高は年間金200両に及んだとされている。
安永5	1776			・佐野網では、延享4年と寛延3年に請浦を返上していた20か浦の請浦を願い出、これを回復する。 しかしこの中には村方の請浦になっているところもあり、村方との入会かせぎとなった。
天明年間	1781~			・寛文年間に島外漁民の入国を禁止して以来、対馬の漁業は衰退するが、吉岐・長門漁民が大敷網(鯨・鮪)をもって入漁し、再び対馬の漁業は活気を取り戻す。
天明4	1784	佐賀・志多賀	小林与兵衛 有田忠蔵	(府中の人)・大敷網が文書による初見。鮪大敷網であった。それまでは鮪は浦に入って来たのを立切網でとっていた。浦主は与兵衛・忠蔵(府中の人)
天明5	1785	尾崎・今里	長谷川平蔵	(吉岐の人) ・張切網で村人と仲間を使って漁業することを許されている。
寛政3	1791			・藻などの海草を採るため、地先の海の浦が分けられたのは寛政年間のことで、寛政3年唐舟志村及び五根緒村から苦情が出されたことに端を発する。
寛政3	1791	伊奈(茂江)	浦主不明	・村人の気風が乱れるのをおそれ、伊奈鯨組(茂江組ともいう)と土着の者が接触しないように厳重な垣がおかれ、茂江(モエ)に納屋を作ると許された。藩の保護によって曲漁民が鯨納屋を経営するに至った。 ・曲海人が組主となる。曲海人は羽刺を得意とし、かつ網漁に長けていた。曲海人だけでは人手不足のため、五島や瀬戸内海方面から出稼ぎが来た。
寛政4	1792	伊奈(茂江)	原田増兵衛 町田平右衛門	(吉岐の人)
			鯨浦 大池間忠次郎 万次郎	(府中町人) (曲海士)
寛政6	1794			・藩の指令により、いずれの浦にてもオリコ網が一般に用いられるようになった。
寛政7	1795	志越	中上喜左衛門	(府中の人)・大敷網経営者の初見。喜左衛門が浦主となり、大敷網で鮪をとった。 捕鯨(個人蔵)
寛政9	1797			・曲の男達は差人(サンビト:藩の命令により府中(厳原)の府士の家に下男として1年間仕える)ということもあり、寛政期になると曲の家船は次第に解体し、男達が女達と一緒に稼ぐということは無くなっていく。
享和3	1803			・入会かせぎ区域の最も広い鴨居瀬を中心として緒方、久須保、犬吠、小船越、芦ヶ浦、賀谷の7ヶ村に7ヶ浦入会が生じた。
文化年間	1804			・幕末に安芸の漁民が対馬にめざましい勢いで進出してくるのは、文化の初め、宗義和(よしより、後の14代藩主)と広島藩主浅野齊賢(なりかた)の娘(嘉代姫)との間に婚家の関係ができてからである。
文化9	1812			・佐野網は江戸時代初期より対馬の62浦で地曳網の漁業権を持って操業していたが、寛文年間の島外漁民の入国禁止や鯨の不漁続きにつき次第に入漁することができなくなっていた。藩では文化9年に「今後は地網・佐野網ともに入会稼ぎ」とし、さらに32浦に浦運上銀7枚を申しつけた。残り30浦の権利を返上させ地網に配分することとなった。これ以後、村網として地網が急速に増えていく。
文化10	1813			・この時の郡方支配(家老)が出した「海漁振興についての達し」等によると、海漁の所務(所得)は他国からの入漁船から徴収する漁獲高に応じた運上銀と彼等が漁獲物を積み出す際に徴収する浜出し運上銀、村々の百姓からの鰯や海草類の運上銀だけだということが分かる。
文化14	1817	廻	辰巳屋栄次郎	(長州の人)・冬春ともに10年間廻を据浦にして営業する。
文化14	1817			・広島向洋の漁民山村屋彦右衛門は、府中町人・亀屋喜兵衛を間屋として「芸州漁民」として初めて通漁を開始。 後、彦右衛門は対馬漁業の発展と対馬藩の国益増加に寄与したことが認められ、対馬藩より入漁の際の運上銀免除の特権を与えられる。
文政年間	1818~			・文政期に入ると「芸州漁民」とりわけ向洋漁民の対馬への通漁が盛んになる。毎年夏から冬にかけて鳥賊釣りをしたが、秋には鰯、冬には鯨の漁獲も多かった。 ・入会かせぎ区域の最も広い7ヶ浦(鴨居瀬を中心に緒方、賀谷など)で入会かせぎがもとになって大きな争いが生じた。
文政5	1822			・釣漁で来た「芸州漁民」が初めて定住を願い出て許される。根緒へ万兵衛、勘之允、小浦へ万右衛門、惣七、ただし、永住はなかった。
文政6	1823	府中	60人 殿村弁蔵	・大村の海士、招かれて浅海湾の真珠採りに従事する。彼等はホコツキも行い、小網、鉸方面にも出た。後、この仲間は水崎に定住し今日に至る。 ・対馬藩は先進的漁法の定着を図るため、「日運上銀」を免除するなどの税制面で優遇措置を設け、例外的に島外漁民を常駐させた。 例外的に移住を認められた島外漁民(居留漁戸)は、小浦・南室にのみ居住を許された。
文政7	1824	伊奈(茂江)	長村屋喜兵衛 八木喜右衛門	(府中平町人)・長村屋が鯨捕りの浦主となる。それまでは平町人が浦主を申し付けられた事はなく、六十人に限られていたので苦情もあって、しばらくして六十人衆の喜右衛門に代わった。しかし経営困難ですぐ空浦になる。
文政7	1824		小楠長八	(平戸領大島の人)・鮪大敷網。初めて建網を対馬の海に入れた先駆者。最初大敷網は鮪漁のために用いられた。
文政9	1826			・唐舟志に鯨が流れ寄る。流鯨は海流の関係で豊崎郷に流れ着くことが多かった。
文政9	1826			・島外から編配鳥賊船がおおよそ500艘も入漁し、対馬漁業は発展を遂げることになる。
天保3	1832	廻茂江(春組) 芦ヶ浦(冬組)	亀谷卯右衛門	(府中の人) ・対馬の捕鯨がふるわなかったのは資本が弱小であったからで、利益をあげるためには、優れた技術の導入と十分な資本の投入が必要であった。 卯右衛門は組支配八人役席をゆるされ、藩の役人としての地位を得、鯨組の民間経営を続けさせた。 捕鯨の技術や販売の方法を研究し、46歳のとき多大な借金をして捕鯨業を開始。自ら浦主となり亀谷組を経営。 曲の海士を羽差しし、秋から冬にかけて南下する鯨を捕る秋納屋を芦ヶ浦に、冬から春にかけて北上する鯨を捕る春納屋を伊奈郷茂江浦と廻に設けた。芦浦冬鯨組は三根郷千崎より豆酸郷神崎まで、廻浦春鯨組は仁佐郷網島より須賀阿里崎までを漁場と設定した。開業の年は、27頭のせみ鯨を捕獲する。 亀谷卯右衛門の出世 → 天保10(1839)一申(55歳) 弘化3(1846)一150石の上士 浦奉行となる。(62歳)
天保3	1832	津前・田村のら嶺	狩尾村中の請浦	・漕網はオリコ網で西海岸におけるオリコ申請の初見。
			豆殿(西浦)	・天保の頃より、長門安岡(山口)・石見飯浦(島根)方面からの釣船の来島も多くなっていく。 ・鯨建網試漁を願い出る。かくて鮪大敷網、鯨建網等の新しい漁場が次第に開かれ始めた。
			小鹿かやの浦	・小魚の大敷網は、長門の漁民によってもたらされた。 春夏敷網漁を願い出る。
			志多賀(真口)	・春夏秋諸魚大敷網の敷入を願い出る。
			泉の土井ヶ崎	・村方では手が届かぬので、長州和久浦の全次郎を網主として、夏大敷網を願い出る。
			志越	・「芸州漁民」船頭・利八は、長年にわたり来島し、人柄も立派で人情も厚く、筋道の通った漁業を行ったということが評価され運上を免除されている。 島外漁民が対馬藩から厚遇された例は「芸州漁民」以外にない。
天保4	1833	鯨浦	大池屋伝吉	(府中町人)・村網としてだけでなく、町人請浦としてオリコ網の願いを出している。これは、網は町人持ちで地元労働力を利用しようとした。
天保5	1834			・釣漁で対馬に来ていた坊州阿知須(アチス)浦の漁師市蔵は、帰国を願い出、府中から帰国すると見せかけて鴨居瀬に乗り入れて、預けていた塩鯛なめり等を持ち帰ろうとして捕まり、科料500文を受けた。
天保5~6	1834			・長州、芸州の釣漁船がどんどん増えていく。
天保6	1835	鴨居瀬	藤崎重左衛門	・町人の請浦でもオリコ網は村網であることが届けられている。完全な村網になるのは明治になってから。
天保9	1838			・田舎の浦々にカジキリ網が行われるようになった。 カジキリというのはソラスズメダイのことで、対馬沿岸にはこの魚がすくいた。昼間やや潮の流れの早い所に風呂敷型の網を張りこの魚の群れの来るのを待つ。 4艘の船で四隅を張り、カジキリが網の上に乗ってくると四隅から網をあげた。故に四ツ張又は四艘張という。 ・長州、芸州の釣漁船が次第に増え、厳原の港に入港する網船鳥賊船は500艘を超えた。
文久元	1861		組主(府中の人) 亀谷喜三郎	・文久元年、組主は延宝3年来の据浦であった廻浦から小網村の梅木浦に浦替えし、廻浦の鯨場としての歴史は終わる。
幕末期				・対馬における捕鯨は、近代技術を備えた欧米の捕鯨船の日本近海での操業により、慢性的な不漁が続く。



(二) 島民の漁業

江戸時代には極めて豊富な水産資源があったはずの対馬であるが、対馬藩の農耕奨励の政策のもと、島民はほとんど農民とされた。

対馬の山地と平地の比は九対一でそのほとんどが山という条件の中、わずかな耕地で穀物の生産を確保するためである。藩が漁業を奨励しなかつた一つの理由は、島民が漁業に精を出すことによって、農業の生産力が落ちることを懸念したからである。現に宗家文庫史料・御郡方毎日記の享保十一年(一七二六)五月三日条に、

——村之困窮強ク候ハ漁を専ニ
いたし農業之務粗略成ニ故ニ而可
有之と存候外之村を以勘見候ニモ
農事を専らニいたし候村者在付宜
相見漁を専ニいたし候村者在付不
宜相見候故

とあり、農事に力を入れている村はきちんとした生活ができていたが、漁業に力を入れ、農事をおろそかにしている村は生活が困窮していると村名を揚げて実例を示している。

では、対馬の人々はこの豊かな海の幸に、一切手をつけずにそのままにしていたのだろうか。
宗家文庫史料・表書札方毎日記の寛永十八年(一六四一)八月の記録

に鯛が佐須奈浦でたくさん入ってきたことが見える。

八月廿七日 北風

佐須奈浦江鯛見へ候由木寺傳右衛門御案内申上ル為取行……

これにより、鯛は古くから対馬の津々浦々で捕られていたことがうかがえる。

鯛網といえは、「佐野鯛網」が対馬の漁業に大きな影響を与えているが、このことについては後述とする。これらの鯛はその佐野網や村網(地網)による「地曳網」で捕られていたが、元禄年間にその漁法を脅かす存在が現れている。元禄三年(一六九〇)の御郡方毎日記に

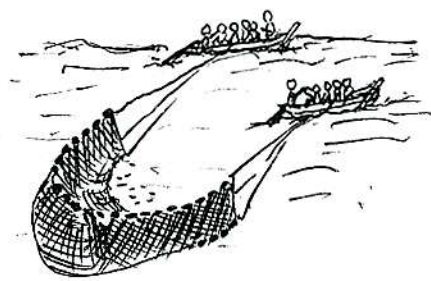
六月廿八日
町人中神与右衛門原田瀬兵衛東海
ニてはつた網とさる儀を願出候付
田舎差支之有無御尋ニ付御返答申
上者之事

また、同四年(一六九一)には

十一月廿六日
町人安武吉左衛門西東海ニ而八駄
網願出被差免事

とある「はつた網(八駄網)」の導入である。

この八駄(手・田)網は、大型の



はつた(八駄)網

浮敷網で、漁船二艘から数艘、漁夫数十人を使用、主に鯛、鱒などを捕っている。網は風呂敷状の方形の底網で、一辺の長さ約五十尋(約九十m)、網目は中心部で曲尺五寸(約十五cm)内に二十節、外縁部は八節ぐらいの広目になる。漁場では潮流に向かつて、ちょうど海中で帆を張ったように網を張り、魚群が網中に入ると曳網をたぐって網をせばめ、タモなどで魚をすくい揚げるといふ漁法である。

この八駄網は鯛がよく捕れたのか、八駄網雇い主と地元の人との間でいさかいが生じている。元禄五年(一六九二)十一月十五日の「口上書」には、

千尋藻鏡川横浦曾村櫛村より村人
五人船ニ而佐賀村江罷越平山七郎
左衛門ニ申入候ハ八駄網之儀此方
浦内へ参網引浦網之障りニ罷成難
儀仕候

とあり、八駄網による弊害・苦情を五村の代表が役人に訴えに行っている。その内容は、

浦内江参浦中ニ而八駄網船十艘余
ニ而二帖之網をかわるかわるちう
ひき二仕大竿を以網廻りをたたき
廻り申候間浦内殊外さわぎ申候故
浦口ニ大分有之候鯛浦内へ入不申
候故浦網ニ大成ル障ニ罷成申事ニ
而御座候

右之樽取申候後八駄網不参候付今
月三日之晩より大分之鯛浦内入込
申候而毎日大分之漁仕御事ニ御座
候

八駄網船が浦の中に来て網を入れ、海面を大きい竿でたたいたので、浦口にいる鯛がそれに驚いて、浦の内まで入ってこない。八駄網漁が来ない間は浦内に鯛がたくさん入り、大漁である。八駄網漁は浦で網をしている者にとつてたいへん迷惑を蒙っているのでやめさせてほしいという願である。

それに対して、訴えられた八駄網雇い主は

尤ちろもと内より見渡し申沖ニ而
長崎之出崎内之儀ニ御座候得共地
引網代よりハ拔群間御座候其上
浦々之口より沖之儀ニ御座候付浦
中より障申所ニ而無御座候

浦々の沖で操業しているのは迷惑をかけていないと反論している。その後、佐野網方でも一部、八駄網を使用するようになるが、明和元年（一七六四）に地曳網の漁獲が減り、禁止の要請があつてゐる。次に、宝永四年（一七〇七）におりこ漁（折子網、織網のこと）のことが御郡方毎日記に出てくる。



おりこ網漁（個人蔵）

この漁法は、ブリキ（ダラ、またはねむの木）をブリ網につけて海の中を曳き、鯛やヒラマサを浦内の網に追い込み、地曳網で曳き回して獲る網漁の一種である。

この漁法は村網、百姓網となり、百姓の漁業として認められたものである。宝永六年（一七〇九）の御郡方毎日記に

八月廿八日

右小茂田浦を居浦二被仰付をりこ網を入鮪鱈平鯛鯛其外小魚等引候儀

九月一日

右豆酸浦を居浦二仰付おりこ網を入鮪鱈平鯛いっさき黒魚之類引候

宝永七年（一七一〇）八月二十五日には今里村にもおりこ網漁ができたことが記録されており、いたる浦でこの漁法の広がりを見せていることがうかがえる。

なお、表書札方毎日記によると、寛永十四年（一六三七）十二月四日にイルカが五百頭から六百頭、三根郷佐賀浦に入ってきた記録が見える。イルカは島内の浦々に入り込んでくることが多く、古くよりイルカ漁が行われていた。

対馬の人々にとってイルカは、タンパク質源としての保存食であり、また、脂をとって灯油として利用された。さらに、それは大きな収益をもたらしたので対馬藩も海豚奉行を設置し、運上金を取り立てている。イルカが湾に入るとすぐさま藩庁に報告され、海豚奉行に任命された役人がやってきて現場で入札などの指揮にあたった。海豚運上として藩に三分の二が納められ、浦人の受け取りは三分の一というのが先例であった。イルカ漁は立て込みと突き取りに日数や多く

の人手と船、網が必要であり、この配分は理不尽であった。

天和二年（一八六二）に浦人の取り分が二分の一に改められ、さらに正徳元年（一七一）には三分の二が浦人の取り分となった。

一方、対馬で唯一の専業漁民といわれたのは、中世に筑前鐘ヶ崎より来島したとされる「曲海士」と称される集団だけである。

彼らは「八海御免」という御判物により、対馬全域の沿岸採取権を請け、対馬周辺で舟を住み家として、網で魚を捕ったり、ときには潜水してアワビなどを収穫していた。

近世になると、最初は難知村高浜や鴨居瀬、住吉瀬戸に居住し、次いで阿須湾をのぞむ曲に移住することになる。そこで対馬藩のおさかな公事（藩主のお菜のための魚貝類を御菜



海女のアワビ採り（個人蔵）



浦人の海藻採取（個人蔵）

浦でとって献上する）を務めている。また、従来一つの船で男女共同で漁を行っていたが、曲定住の頃から、男は網漁や羽刺として鯨取りに出かけ、女が潜ってアワビを採るように変化がでてきた。

特に長崎貿易で俵物が中心的役割を占めるようになると、アワビ採りが盛んになると、ただ、このときは曲の海女だけでなく、浦に住む村人も、磯物は船の上から採れる範囲ならば許されていたので収穫するようになった。そのため、出来るだけ深いところのものを採ろうとして長い柄の道具を使っている。それより深い磯物は曲の海士（海女）が潜って採った。

以上が対馬島民の漁業従事の様子である。島民は農作業の合間や農閑期に農作物の肥料となる藻の採取や

湾内での建網、磯など、決められた範囲での簡単な漁業が認められていただけであった。

なお、村人が専業漁民になって沖合や遠洋にでかけて漁をすることが許されなかったもう一つの理由は、自由に遠洋にでかけ、漁業と偽って、対朝鮮密貿易を行うのを防止するためであった。

では、湾外の豊かな漁場に一切手をつけずにそのままにしていたのかというところではなく、島外の漁民に対馬での操業を許可していたのである。

③ 島外からの入漁者たち

① 和泉国佐野の漁師

佐野の地曳網、鯨組の漁人、小値賀海人はともに中世あるいは近世初期以来、対馬に渡って稼いだが、とくに和泉国佐野（現大阪府泉佐野市）の漁民が江戸時代初期に漁期のみの期間限定の出稼ぎ（通漁という）として来島し、幕末まで対馬の浦々に大きな影響を与えた。

彼らは当初、豊臣秀吉の朝鮮出兵で兵士に鮮魚を提供するためや水夫役として功労があったということ、島内六十二の浦（「対馬島誌」や「新対馬島誌」には五十六浦としている）が請浦と定められ、全ての浦で網を引く権利（漁業権）を与えられた。六十二浦というのは、豊崎郷十六

浦、伊奈郷五浦、三根郷五浦、仁位郷十六浦、与良郷十九浦、佐須浦一浦となっている。

その六十二の請浦の内から居浦を選び、村方と納屋場やかせぎの取り決め、曳き子の提供などを協議し、操業した。

佐野船は運搬船を兼ねた十人前後が乗れる大きな船も来たが、普通三反程度の小船に五人位乗り込んでイワシ地曳網を主として操業した。近世中期には八駄網漁業が操業され、後には延縄漁や鮪網漁も行った。

この佐野の長縄漁船（長縄配り漁）が鰯浦の御関所（船改所）近辺に出没し、船改めに支障をきたすので、以後は禁止する旨の記事が見られる。

これにより、長縄漁船のかせぎ場は、東側は琴崎より南、西側は郷崎より南となり、それより北は立ち入り禁止となった。

これは朝鮮貿易に伴う抜け荷や抜け船沖買いなどの防止のためのものであった。

この当時の入漁船は佐野長縄船に限らず、あしや長縄船、薩摩船もいた。これらの長縄漁の殆どが鯛縄船で小鯛釣りを主とした。鯛は塩干物にされ、上方に積み出された。

また、彼らには定住することが認められなかったし、捕った魚を自由に売買することも認められなかったので、府中の商人の上野太兵衛、松村半兵衛、山田小左衛門、古屋吉兵

衛、佐野屋六左衛門らが関わり（延宝六年）、干鯛や水産物を大坂に送った。後には佐野屋が漁獲物を一手に引き受けるようになる。なお、その際に対馬藩に不足がちな米、塩、綿、紙、たばこなどの日常必需品や瓦などを持ち込んできている。

ただ、延享年間になると、鯛網漁の佐野組は享保以来の不漁続きにより、浦を十か浦返上している。藩では文化九年に「今後は地網・佐野網ともに入会稼ぎ」とし、さらに三十二浦に浦運上銀七枚を申しつけ、残りの三十浦の権利を返上させ、地網に配分することとなった。これ以後村網として地網が急速に増えていくことになった。

このように、対馬の漁業史の中で佐野組もたらした功績は大であることがわかる。にもかかわらず、そ



佐野漁師の供養碑（豊玉町鍵川）

の佐野網に関する史跡が現在あまり残っていない。

② 鯛釣り漁船

寛文初年以後、他の国からの鯛釣り船入漁の記事が頻繁に出てくる。寛文八年（一六六八）の「毎日記」に竹崎船の鯛釣り船入漁について書かれている。

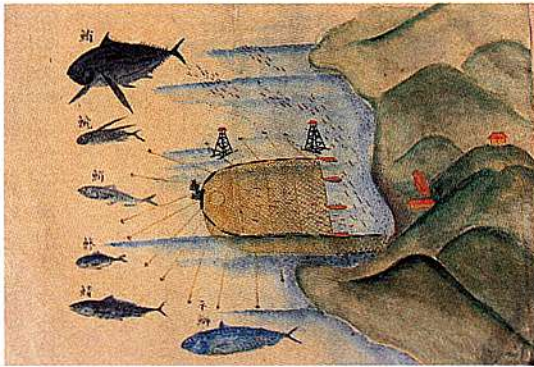
十一月十四日

此者共ハ去年茂参候由候…：尤府内浦近所者御留被成候間黒嶋より下へ罷通間敷候願之通千尋藻浦より西泊迄者御許被成候間心次第かせき候様

それによると、この頃のかせぎ場は千尋藻浦より西泊までで、府中前の沖などは出漁禁止が申しつけられている。

鯛釣り船は壱岐勝本、平戸大島、筑前、伊崎・竹崎（下関）、唐津、安岡（長州）、鐘ヶ崎などから来島している。鯛釣り船の通漁も府中で切手をもらい、許可された居浦を根拠地にして出漁している。

ただ、島内の村も、例えば豆酸、久根、椎根、阿連は進上用として、また千尋藻では慣行として鯛七十五匹を上納するなど、鯛漁を行っていた。この当時、長縄船、鯛釣り、ボラ網漁が通漁で操業されていたが、イカ漁の通漁はまだ認められていな



大敷網 (個人蔵)

かった。

③その他の入漁船

享保五年(一七二〇)の御郡方毎日記に、

九月二日

安岡三反帆五艘御国へ入来御切手申請為鳥賊釣根緒浦へ罷越

安岡(山口県下関市)のイカ釣り漁船が根緒(美津島町)に来たことが記されている。ただ、同年九月十七日条に

鳥賊釣と名付キ来諸漁を仕二面可有御座候間鳥賊釣船之義被差留候ハバ繩船と名付罷越可申様ニ奉存候

とあるように、イカ釣り目的で来たという船がきまりを守らず、いろいろな種類の魚を自分勝手に捕獲していたことが見られる。

その他、佐野繩船による密貿易も行われるなど、対馬の海上は秩序が乱れ、藩はついに享保年間に島外漁民の入国を禁止している。それ以来、対馬の漁業は衰退したようである。

しかし、天明元年(一七八一)壹岐、長門漁民が大敷網(鰯・鮪)をもって入漁し、再び対馬の漁業は活気を戻す。天明四年(一七八四)、六十人(武士としての資格をもちつつ、問屋を営むことを許されるなどの特権をもった商人)の小林与兵衛、有田忠藏の二人が佐賀、志多賀の鮪大敷網の浦主となって請浦を行った。

文化年間(一八〇四～一八一七)には対馬の町人が、島外の大敷網の入漁者に下請けさせる制度で漁を行った。

また、文化年間の初め、宗義和(後の十四代藩主)と広島藩主浅野齊賢の娘・嘉代姫との縁組により、対馬に来た向洋の船方が対馬近海の豊富な魚を知り、広島藩を通して入漁を誓願し、対馬藩に許可されることになった。それが「芸州漁民」の通漁の発端となった。初めは鰯、鯛を釣っていたが、そのえさとなるイカを釣った方が利益があるのでイカ釣りの進出がめざましくなっていた。漁船の曳下(釣漁船の漁獲物を

引き受ける)は原則として府中町人に権利があったが、その数が少なかったのでイカ漁が多くなると府中の問屋だけではさばききれず、さらにスルメ製造には多くの人手を要するため、その下請けとして田舎でもイカを取り扱うことが許されるようになった。(田舎据)

さらに天保の頃より、長門安岡(山口)・石見飯浦(島根)方面からの釣船の来島も多くなってくる。

しかし、そこには他国からの入漁者に対して厳しい規制が行われていた。

例えば、対馬への定住を基本的に禁止したことである。それは島内に専業漁民を常に養うだけの穀物の余裕がなかったからであるが、専業漁民が定住することによって対朝鮮密貿易が増加することを恐れたからである。

第二に、漁獲物の自由売買を禁止したことである。島外漁民は府中(厳原)の商人の問屋を経由して諸手続きを行うこととされ、この問屋に漁獲物の一切を売ることが義務づけられ、府中での諸魚売りさばきも問屋を通じて行われた。この問屋を曳下問屋といった。

そして最後に、操業場所を規制したことである。「西目」(対馬南部の豆酸から北部の豊崎までの西側沿岸)は、対朝鮮密貿易を取り締まるために一般船の航行を禁止した。

このような漁業の政策のねらいは、密貿易の阻止及び他国入漁船の運上銀と漁獲物を積み出す際に支払わせる浜出し運上銀が藩の所得として入ることであった。

(四) 運上銀

藩は島外漁民に対して、釣り揚金高の一分の運上銀、碇銭、帆別銭、切手銭、浦方役所納銀などの負担金を納めさせた。

寛文六年(一六六六)の表書札方毎日記二月十四日条に

佐野之者鰯網入候当五月迄二仕候而壹ヶ年二銀子三百枚之運上二相定置候

とあり、一年間の六十二浦の浦運上銀を銀三百枚と定めたことがわかる。なお、島民の漁業にも当然、運上銀の納入が要求されるが、全ての運上銀は定額ではなく、不漁時の対策が講じられている。

特に貞享五年(一六八八)から元禄十三年(一七〇〇)までの御郡毎日記には「不漁」の記録が多く、貞享五年五月十四日条には

去年より当五月迄之御運上銀百三拾枚被仰付奉候所去冬当春迄不漁仕網之者又々減少仕

同七月二十一日条には

唐州廻り両浦之鯨鮪網之儀去年
運上銀七枚二而願上候處差免八月
より十一月迄右網兩浦二而仕候得
とも不漁故大分損銀仕候付則兩浦
共二差上申候然とも当八月より十
一月迄為運上銀五枚二而

とあり、本来ならば運上銀は七枚が
課せられていたが、不漁のため、五
枚にしよう願ひ出で、それが
認められている。

なお、漁があると従来の運上銀に
もどるし、大漁の場合は、運上銀と
は別に、祝儀が支払われている。

だが、どうしても運上銀を支払う
ことができなかった場合は、元禄十
四年（一七〇一）三月晦日条に、

其儀連々損失仕候付而御請合之御
運上銀之内式拾壹貫目不納仕・
・（略）・居家敷を以差上可
申候

納税ができないため、屋敷を代わ
りに取り上げられているということ
も実際にあっている。

このような運上銀の中で最も大き
な利潤をもたらしたのが捕鯨であ
った。

(五) 捕鯨業

対馬近海は、対馬海流にえさとな
るプランクトンや鯛の群れがあり、



勇名取絵詞 (本館所蔵)

春は朝鮮海峡を北上し、秋には対馬
海峡を南下する鯨の道があった。
対馬市峰町の佐賀貝塚で鯨の骨が
発掘されており、古代から鯨は対馬
に姿をみせていたことが想像される。
おそらく、息絶えて近くの浦に流さ
れてきた「流れ鯨」で、自然の恵み
といえるものではなかっただろうか。
ちなみに衰弱して沿岸や湾内に入り
込んできた鯨を「寄り鯨」、何らか
の理由で湾内や河口に迷い込んでき
た鯨を「迷い鯨」と分けてよんで
いる。なお、新対馬島誌では死んで
寄ってきた鯨を「寄鯨」といつてい
る。鯨一頭捕獲すれば七浦が潤うほ
どの利があるといわれていたようであ
るが、日本国内でも人の手による捕
鯨が始まるのは近世になってからで
ある。では、対馬の場合はどうであ
ろうか。

本館所蔵の宗家文庫史料の中で鯨
漁に関する記録は寛永十四年（一六
三七）の表書札方毎日記が初出であ
る。

十一月十八日

紀伊ノ国よりの鯨ツキうん上の御
言ハリ、舟見小田四朗右衛門鳴瀬
五兵衛兩人ヲ以申上ル

とあり、この頃に紀州の鯨突きが来
島し、操業していたことがうかがえ
る。その二日後の毎日記には、

表①

正月八日	豊崎郡之内富ヶ浦鯨寄り由
正月廿日	仁位郡小綱村二鯨一本寄り候由
正月廿五日	小田善左衛門服部甚次郎突上之 鯨運上式本分今日上納相済
二月五日	鴨居瀬村鯨本寄候之由
二月八日	佐護郡湊村二鯨本寄候段せ比 鯨之儀五尋物其上切ものさがり 魚之由也
二月十二日	久根村之沖に流居候鯨本
二月廿日	服部甚次郎昨廿日二せひ親子物 式本突取候由
二月廿七日	豊崎福山市右衛門ひろい鯨
三月朔日	福山市右衛門突揚之運上銀六本 分
三月四日	小田善左衛門小鯨之親子式本突 上候由
三月廿六日	福山市右衛門鯨組去ル廿一日廿 四せひ母子式本小鯨母子四本突 候由

紀伊よりの鯨舟田舎ことく下ル府
内浦にて鯨ツキノしかた仕ル

現巖原の港内で鯨突きデモンス
トレーションが開催されている。

対馬の捕鯨は延宝年間から貞享年
間が最も栄えていたようである。延
宝元年（一六七三）の御郡方毎日記
には表①のように鯨についての記録
が短期間に立て続けに残されている。

また、捕鯨は大きな利益をもたら
してはいるが、大きな犠牲もはらわ
れている。延宝元年の二月四日条に

服部甚二郎組之鯨船去ル二日
晚十式尋程之鯨突か、り候へ
とも魚あらく取不申候鯨船之
水夫之内肥後沖嶋庄兵衛与申
者老人見へ不申候由……

全長二十m程の鯨を捕獲しよ
うとしたが鯨が激しく暴れるの
で捕獲できなかったようだ。そ
の激しい抵抗に、肥後から水夫
として来ていた沖嶋庄兵衛が行
方不明になっている。

さらには貞享四年（一六八
七）四月十日条には

小田善左衛門鯨船拾三艘二
月廿二日二沖立候処二勢美子
持突留漕申候時分風破二逢其
上夜中二及申候故方々漂流仕

候右船数之内式艘合人数参拾人乗組之内羽指善三郎儀餘船二乗居候而此老人者罷帰残乗組式拾九人いまた不罷帰候

小田善左衛門組の鯨船十三艘が勢美鯨を捕獲し漕いでいたところ、風が強くなり、海が荒れてきた。その上、夜中で、暗闇をさまよい、その中の二艘（三十人乗船）が行方不明になった。乗員の一人は救助されたが、他の二十九名はまだ発見されていないとある。

さらに、三月二日にも

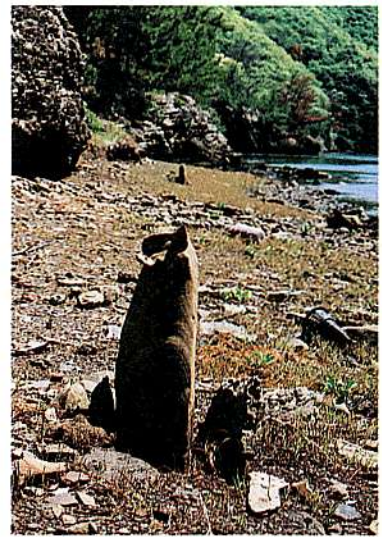
小田善左衛門組羽指徳兵衛乗船加子之内伊勢松と申者当沖二而三月二日之魚二いたためられ同三日二相果申候

とあり、羽刺が一人亡くなっている。このように捕鯨については命がけの仕事であったことがわかる。島内の



鯨組の墓地（豊玉町廻）

秋納屋の跡（美津島町芦ヶ浦）



据浦だったところにはこのような人々の墓が残っている。

対馬の捕鯨は殆どが島外からの入国者によるものであった。地元府中町人も元禄年間や寛政年間には捕鯨業を行ったが長続きしていない。

ただ、天保年間の亀谷卯右衛門については、捕鯨の技術（網取法）を研究し、曲の海士を羽刺にし、秋から冬にかけて南下する鯨を捕る秋納屋を芦ヶ浦の雷浦（現対馬市美津島町）に、冬から春にかけて北上する鯨を捕る春納屋を伊奈郷茂江浦（現対馬市上県町）と廻浦（現対馬市豊玉町）に設け、対馬人としては唯一大きな実績をあげた。

春納屋の跡（豊玉町廻）



三 おわりに

このように、江戸時代の対馬の漁業は、限定された中だけで漁業が許された島民と、豊かな漁場を求めて来島する通漁者がたくさんいたことが大きな特徴といえよう。

それは、農耕奨励と密貿易防止、さらには運上銀による税金入確保を図る対馬藩の思惑が生み出したものであり、対馬の漁業経済は、藩財政及び府中（厳原）の商人など、一部の者を潤したのみで、浦々の地元島民は細々とした生活であったことがうかがえる。

これらの諸々の制度は明治四年（一八七二）の廃藩置県により撤廃され、島外漁民に新しい動きが出ることになる。また、対馬島民も水産

資源が豊かな海で自由に操業するようになった。それからの対馬の水産業の活気は周知のとおりである。

しかし、ここ数年来、水揚げ量の減少、輸送コストの負担が大きくなるなど、対馬の漁業を取り巻く環境はとて厳しいものがある。漁業不振は、対馬全体の経済の流通を滞らせ、さらには、後継者不足による漁業就業者の減少と高齢化、若者の島外流出による人口減少など、様々な弊害をもたらしている。

漁業の振興が対馬の活気を支える源になることを思うにつれ、島民こそ、水産資源確保のためにできること、対馬の自然環境の維持と改善に取り組むことができればと願う。

参考文献

- ・「対馬漁業史」 宮本常一著
- ・「海の民」 宮本常一著
- ・「対馬に渡った広島人」 広島市郷土資料館
- ・「新対馬島誌」
- ・「対馬田六町各町誌」
- ・「対馬西岸阿連・志多留の民俗」 長崎県教育委員会
- ・「対馬拾遺」 日野義彦著
- ・「対馬の村々の海豚捕り記」 美津島の自然と文化を守る会
- ・佐賀県立名護屋城博物館研究紀要第九集
- ・「対馬東岸の鐘川における佐野漁民の滞留場所」 河原典史
- ・「山漁村生活史事典」 柏書房

あめのもり ほうしゅう
雨森芳洲先生
 没後二五〇年祭 特別展開催

十一月二十七、二十八日の二日間、厳原で「第十回朝鮮通信使ゆかりの町 日韓交流対馬大会」日韓友好の過去・現在・未来」が開催されました。その中で、初日の二十七日に厳原小学校体育館で雨森芳洲先生の没後二五〇年祭が行われ、島内・島外を合わせて約百五十名が参列して遺徳をしのびました。当資料館でも十一月十六日から十二月十二日の約一ヶ月間、雨森芳洲先生没後二五〇年祭特別展を開催しました。

雨森芳洲先生は、寛文八年（一六六八）、近江国雨森村（現在滋賀県伊香郡高月町）の医者雨森清納の子として生まれたと伝えられています。名を俊良、通称を東五郎といいました。



雨森芳洲像

十二、三歳のころ父親が医者になることを勧めたため、芳洲

先生は、「病苦に悩む人々を救うことは男子一生の仕事だ」と医師をめざしました。しかし、修業先の京都で、「学問をする者は紙を費やし、医を学ぶ者は人間を費やす」というある医師の言葉を聞いて医者になることを諦め、儒学を志しました。

十八歳の時、江戸に出て木下順庵の雑塾に入門しました。この雑塾には、対馬出身の陶山訥庵、西山健

甫の二人、また、後に幕府の儒官となった新井白石や室鳩巢、その他対馬藩に仕えた松浦霞沼など当時有能な人材が門下に入りました。その中でも、芳洲先生は、新井白石や室鳩巢とともに「木門の三傑」と呼ばれるほどの人物でした。

二十二歳の時、順庵の推薦もあって、対馬藩に仕えることになりました。当時対馬藩は、幕府から対朝鮮外交を一任されており、芳洲先生も長崎に留学し中国語なども学び、対朝鮮外交に活躍しました。さらに、朝鮮語を学び、朝鮮・釜山にあった日本の外交拠点草梁倭館に勤務することによって朝鮮の文化に精通するようになりました。芳洲先生は、朝鮮との友好的な自主対等関係を説き、「互いに欺かず、争わず、真実の心をもって交わる」という誠信の交わりを信条としました。そして、朝鮮との外交にたずさわる真文役（朝鮮外交の文章を扱い、使節を応接する役目）につき、正徳元年（一七一）と享保四年（一七一九）の二回、朝鮮通信使を江戸まで案内しました。



雨森芳洲像先生顕彰碑

使節と幕府の間で、習慣や考え方の違いなどから時には対立することもあり、芳洲先生は、両国間に長く続いてきている平和的な外交が気ま

ずくならないようにと苦勞しました。先生は、国際的な視野・識見は朝鮮に多く友人を作り、先生の業績とともに長く記憶されました。

宝暦五年（一七五五）、正月六日に芳洲先生八十八歳で亡くなるまで後継者の指導にあたり、多くの著作も残しました。

今回の芳洲先生の没後二五〇年祭特別展は、対馬芳洲会主催で当資料館にて開催されました。

開催にあたり、対馬芳洲会 会長 永留久恵先生より

「会場の都合もありあまり多くは展示できませんでしたが、関係各方面に先生の遺作、遺著、遺品の中からこの際一般に公開し御覧いただいた方がいのではないかとと思われる資料を選んでみました。

特に、複製ではありますが出身地滋賀県の芳洲会よりお借りした遺墨四点は対馬での公開は初めてです。

それに先生が関係された「通信使」の絵巻や、先生が何度も渡海、滞在された釜山の「草梁倭館」の絵図なども展示します。

展示の遺墨や著作の難解な文辞に訓読や平易な解釈がほどこされています。望むらくは、これらの遺作をおして、先生の人となりや思想、学問の方向性、とりわけ「誠信之交隣（誠実と信頼をもって隣と交わること）」を信条とした芳洲哲学の一端に触れていただくことができると念じています。

また、特別展にあたって御協力をいただいた滋賀県高月町芳洲会や高月町観音の里資料館、各個人出陳者の皆様には厚く御礼申し上げます。

なお、今回の芳洲先生特別展開催中の入館者は、二三六一人でした。



芳洲先生の遺作に見入る入館者の方々



絵図により、当時の対馬の様子が想像されます



交隣提醒



交隣須知



橘總茶和

平成十六年度

企画展 (コーナー)

江戸時代の対馬の漁業展

五月三日から十一月十五日までの六ヶ月間、第一展示室にて江戸時代の対馬の漁業展を開催しました。四方を豊かな海で囲まれ、今こそ漁業の盛んな対馬ですが意外とその歴史についてはあまり知られていません。

そこで今回は、鯨漁や海豚漁、曲の海士、旧藩時代の漁法などの関係資料を展示することにより、来館者に対馬の漁業の歴史を知ってもらえればと思います。

地元の方でも対馬で鯨が捕れていたことを知らない人もいて、鯨を仕留めるときにつかっていた銚、鯨を解体するときにつかっていた鯨包丁などに関心が高かったようでした。また、鯨を捕まえるまでの様子を書き記した「勇魚取絵詞」などでその時の様子が伝わったようでした。

当資料館が保管しております「旧



江戸時代の対馬の漁業 勇魚取絵詞 展示風景



旧藩時代の漁業 (個人蔵)

藩時代の漁法は、江戸時代後期の漁業の様子が一枚一枚丁寧に描かれており、特に観光で訪れた人などに好評でした。今回の展示を通して、漁業に生きる江戸時代の対馬の人々の生活を伝えることができました。

朝鮮通信使コーナー

八月の七・八日に厳原町で催される「アリラン祭」に合わせて、当資料館でも特別に八月三日から二十九日まで朝鮮通信使コーナーを設置しました。

將軍襲職の祝賀等を名目に、慶長十二年(一六〇七)から文化八年(一八一)まで二百四年の間に、十二回にわたって渡来した朝鮮からの使節「通信使」は、両国にとつて典型的な友好外交の象徴でした。華やかな衣装に身を包み、楽隊が奏でる音楽にあわせ、隊列を組み進む、五百人へのぼる大使節団を目のあたりにした当時の人々の驚き、感動の様子は、今も語り継がれています。

今回の展示では、この行列を絵に描いた絵巻を中心として佐賀県立名護屋城博物館の御協力のもと文化八年の資料も展示することができました。(御協力いただいた佐賀県立名護屋城の皆様には感謝しております。) 絵巻は、県指定文化財の三巻を期間を決め、展示しました。長さ八

メートルを超える絵巻の迫力と、本物の持つ魅力に来館者も満足していました。



朝鮮国信使絵巻にビックリ

半井桃水コーナー

十一月一日、樋口一葉の新五千円紙幣の発行に合わせ、十月二十日から一月三十日まで関係の深い半井桃水コーナーを新設しました。

桃水は、万延元年(一八六〇)、対馬府中(厳原)に生まれました。家は代々宗家に仕えた藩医でしたが、明治二十一年(一八八八)上京し、東京朝日新聞社に入社。この前後より小説を書き始め、同新聞社にも発表し、連載後は、単行本としても出版され徐々に小説家としての地位を築いていきました。あの樋口一葉が指導を仰ぐために桃水を訪ねたであろうこの頃、明治二十四年(一八九一)桃水三十二歳、一葉二十歳の春でした。



若い頃の桃水

一葉の小説の師で一葉が終生好意を寄せた人でもあった桃水は、明治から大正の対馬を代表するジャーナリスト・文化人でした。

下の写真は、桃水が対馬出身の力士「対馬洋」の関脇昇進の祝宴へ同郷人であった武田氏に出席を勧めた内容の手紙です。一葉が注目される中、対馬出身の桃水にも光があたることを願っています。



半井桃水コーナー

対馬の民具展

対馬は、海には海の四季があり、山には山の四季があり、人々は昔からその自然の恵みと共に暮らしてきました。その暮らしの様子が現代の人々に伝わればと考え、第一展示室において十二月から対馬の民具展を開催しています。

下駄や草鞋、箕やどんざ、火鉢に行灯など日用品をはじめ、漁業や林業、そして商業で使った道具など展示しています。

特に、小学校の社会科などで「昔のくらし」の学習などに最適です。春まで展示する予定ですので機会があれば御覧ください。お待ちしております。

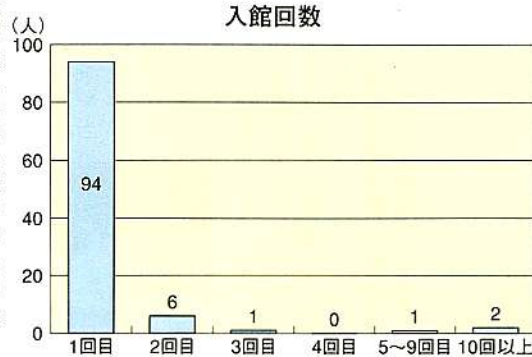


対馬の民具展

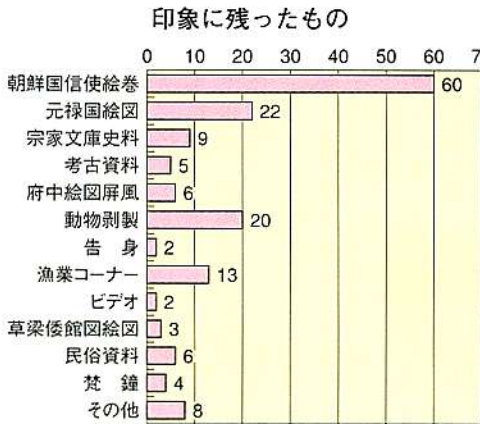
来館者アンケートを実施

本館では、よりよい館の運営をめざし、八月五日から九月十日まで来館者にアンケートをお願いしましたのでその結果を報告いたします。

Q 当資料館に来られたのは何回目ですか？



Q 展示物で印象に残ったものは何でしたか？



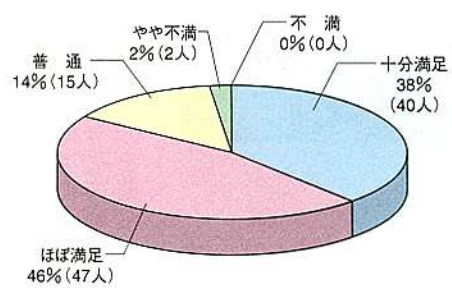
良い点

- 説明が良かった。(16人)
- 絵巻の実物を見ることができて良かった。(4人)
- 入館料が無料なの良かった。(1人)
- 何回も来てみたい。(1人)
- 係の方が親切であった。(6人)

Q

感想又は要望がございましたら、御自由にお書きください。

満足度



Q

雲居安 施設について、あなたの満足度を教えてください。

対馬歴史民俗資料館 入館者状況

アンケートの御協力ありがとうございました。貴重な御意見を切実に受けとめ、館の一層の充実をめざし、職員一同努力していきます。

要望

- 展示品を拡大してほしい。(5人)
- 時代ごとに展示してほしい。(2人)
- 音声での説明があればよい。(2人)
- 駐車場を広げてほしい。(2人)
- 常時ビデオの放映してほしい。(1人)
- 化石の展示があればよい。(1人)
- 記念品や土産品の販売もしてほしい。(1人)
- 考古資料の展示拡大してほしい。(1人)
- 対馬史の年表がほしい。(1人)
- 電子化やインターネットでの開示してほしい。(1人)
- 韓国語や英語の通訳のリストがほしい。(1人)
- 観光案内者リストがほしい。(1人)
- 古墳専用の地図(全島)がほしい。(1人)
- 雨森芳洲の展示拡大してほしい。(1人)
- 豆蔵の天道地を展示してほしい。(1人)

... e t c .

表1は、館内展示物を見学する「一般入館」と、宗家文庫史料をはじめとする収蔵資料の閲覧及び調査などの「研究入館」に分けています。その「研究入館」の中の小中高生は、社会科学や総合的な学習の時間など、調べ学習のため、学校教育の一環として来館した人数です。そして、一般入館者を地域別で表

表3 入館者国内・国外の動き

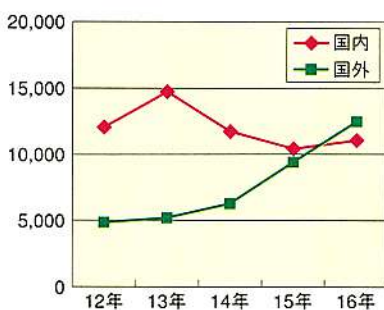


表1 年別(1月~12月)入館者総数

種別	入館者数					
	一般入館			研究入館		総計
	成人	小中高	小計	成人	小中高	
12年	16,098	870	16,968	363	145	17,476
13年	19,022	954	19,976	329	268	20,573
14年	17,377	687	18,064	311	304	18,679
15年	19,250	648	19,898	365	118	20,381
16年	23,287	318	23,605	272	340	24,217

表2 地域別一般入館者数

年	地域	島外					総計	
		島内						
		九州	関西	関東	東北・北海道	外国		
12年	島内	1,086	4,719	3,140	2,784	369	4,860	16,968
13年	島内	1,379	4,627	4,292	3,721	760	5,197	19,976
14年	島内	1,300	5,008	3,354	1,704	419	6,279	18,064
15年	島内	960	3,477	2,739	2,751	554	9,417	19,898
16年	島内	1,192	3,158	3,848	2,597	324	12,486	23,605

したのが表2です。過去4年間と比較しても今年の入館者はかなり増えています。これは、対馬に韓国から訪れる人が増えたことと、雨森芳洲先生特別展や企画展などを開催したためだと推測されます。表3は、国内・国外の比較です。国内と国外が逆転しています。今後さらに、多くの皆さんに当資料館のことを知っていただくよう、今ホームページを作成しています。

平成十六年度 古文書読み方講習会

対馬に残る宗家文庫史料をもっと地元の人に読んでもらいたいという思いで本年度は、六月～九月まで計六回古文書読み方講習会を実施しました。今年度は、多くの人が参加しやすいようにと夜開講したこともあり、会場である厳原地区公民館は、毎回二十名ぐらいの受講者で賑わいました。講師は、昨年度に引き続き当資料館大森公善研究員が講師となり、初級程度の内容を指導しました。



講師のわかりやすい説明にうなづく受講者

ただ古文書を読むだけでなく史料の歴史的背景や当時の対馬の生活の様子などの解説を織り交ぜた手法は、受講者にとっても分かりやすく好評でした。また、受講者も回数を重ねるたびに自力でかなり読めるようになり充実した講習会となりました。

中学生のための 「郷土の歴史散策講座」開講

昨年に引き続き、八月五日、夏休み期間中に中学生を対象とした「郷土の歴史散策講座」を厳原中央公民館で実施しました。

ここ対馬は、現在でも「宗家文庫史料」をはじめとするいろいろな古文書や数多くの遺跡などの歴史的な文化遺産が残っています。そこで、郷

土の将来を担う中学生に対馬の歴史について関心を持ってほしいという思いでこの講座を開きました。

まずは、対馬の歴史を知ることということで、対馬誕生から現在に至る主な歴史上の出来事などを紹介しました。その後、宗家文庫史料を使って、対馬の地名や朝鮮通信使の記録などの読み方を学習しました。午後からは、清水山城跡や金石城跡を見学した後、以酊庵があった西山寺など厳原の史跡を散策しました。

受講生は、厳原中、大船越中の生徒十五名と教師二人でした。参加した生徒は、歴史への関心が高く、今回の講座で新しい発見をしたいという意欲に満ちていました。対馬の歴史の説明では、スクリーンに新しい映像が浮かび上がるのびに見入っていました。また、古文書の読み方では、くずし字や変体がなという特殊な文字に初めて触れたということ戸惑いも多少あったようでしたが、学習を進めていくにつれ、自分たちでも徐々に読めるようになり、喜んでいました。午後からの史跡散策も、暑い中でしたが初めて見た所も多く満足していたようでした。この講座が子どもたちの今後の歴史学習に少しでも役立つことを期待しています。



ちよっぴり緊張
ぎみの開講式



清水山城跡にて、
ハイ・ポーズ

新企画・高校生の 「郷土の歴史散策講座」開講

昨年度から対馬高校に新たに国際文化交流コースが新設されました。これに伴い十月十六日に初めて高校生を対象とした郷土の歴史散策講座を実施しました。参加した国際文化交流コース年生五名も、国際交流を深めて行くにあたって郷土の歴史や文化を知ることは必須であると考え、熱心に取り組んでいました。



修善寺にて

今回は日韓の交流の歴史に絞った内容にし、朝鮮通信使が対馬に訪れたときの古文書に触れながら、通信使の持つ意義などを学習しました。午後からは、日韓の交流に関係が深い史跡である西山寺、漂民屋跡、修善寺などを訪ねました。

小・中学校の社会科見学 総合的な学習の時間等への対応

本年度、四月から一月までに、学校の授業の一環として小学校七校百七十三人、中学校五校百三人が当資料館に訪れました。さらに、本年度は学校より依頼を受けて出前歴史講座も実施しました。私たちが



「これ何だ」昔の道具に触れ、
興味を示す子どもたち

料館職員も児童・生徒の学習の目的に応じて、可能な限りの資料提供や説明をするよう心がけています。個人・小グループでも気軽に活用ください。

なお、対馬の歴史に関する質問などは、電話やFAXでも受け付けています。

資料の寄贈を受けました

- 豆殿内山家文書 ……内山 敬文氏 内山 憲治氏
 - 宗家文庫史料(肥前田代関係) ……鳥 栖 市
 - マイクログフィルム ……豊田久米太氏
 - 民具 ……松島庄三郎氏
- ありがとうございました。

県立対馬歴史民俗 資料館入館案内

開館時間	9:00~17:00
入館料	無料
休館日	毎週月曜日 年末・年始期間 (12/28~1/5)
駐車場	3台

平成十六年度職員

- 館長(兼) 長嶋耕一
- 課長(兼) 岩村知康
- 係長(兼) 学芸員補 小山満信
- 学芸員補(学芸員補) 原田和幸
- 研究員 河合 徹
- 史料調査補助員 大森公善
- 権藤安子 藤本祐子 椎葉徳子